


平成26年5月30日

会 員 各 位

愛知県トラック協会
海上コンテナ部会
部会長 山本 敦


SOLAS出入管理に伴うPSカードの取得

及び

ドライバーズコードの運用について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当部会の運営につきまして格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、SOLAS出入管理に伴うPSカードによる本人確認が、名古屋港を含む全国の重要国際ふ頭施設において、本年7月より本格運用（名古屋港は10月まで試行運転）されます。

PSカードの普及は、現在実施中の試行運転により進んでおりますが、まだまだ普及率が100%に満たない状況となっております。その為部会員の皆様におかれましては、今一度所属ドライバーのカードの所持状況をご確認頂き、必要に応じて発行申請を行う等本格運用への対応をお願い致します。同カード発行手数料の無償期間は6月末までとなっております。また、発行申請から手元に届くまでに数週間要する場合があります。

PSカード申請者に対しては同カードが届くまでの暫定的な対応として、当部会より「ドライバーズコード(予めRFIDタグに入力する事でSOLAS出入管理に対応可)」を発行可能です(発行手数料=1000円×発行者数)。申請に際しましては、別添の申請書に必要事項をご記入頂き、愛知県トラック協会までご提出下さい。

提出先：(一社)愛知県トラック協会 海上コンテナ部会事務局
〒467-8555 愛知県名古屋市瑞穂区新開町 12-6

お問い合わせ…TEL：052-871-1921

(様式1)

平成 年 月 日

愛知県トラック協会
海上コンテナ部会 殿

フリガナ
事業所名

所在地

代表者名

印

ドライバーズコード申請書の提出について

添付のドライバーズコード申請書（以下「申請書」という。）の申請者（計 名）は出入管理情報システムを利用する当社の従業員（請負契約又は委任契約に基づくものを除く。）であり、申請書の記載内容に虚偽、誤りがないことを確認しましたので、一定期間にわたる雇用関係がある事を自認し、関係書類を添えて提出します。

○添付書類

- ・ドライバーズコード申請書(申請者リスト)
- ・申請者の免許証の写し

担当者

フリガナ 氏名	所属部署	
	電話番号	— —
	FAX 番号	— —
部署所在地	〒 —	

(様式2)

ドライバーズコード申請書

(申請者一覧表)

愛知県トラック協会 海上コンテナ部会 殿

ドライバーズコードを使用したいので、別紙記載の使用条件に同意の上、資料を添えて申請します。また、コード受領については「ドライバーズコード申請書の提出について」に記載された担当者に委任します。

平成 年 月 日

事業者登録番号(PSカード) : _____

会社名 : _____ 申請者一同

○添付資料：申請者の免許証の写し(A4サイズ)

No.	ふりがな 申請者氏名	印	免許証番号	雇用関係
1				正規雇用・短期雇用
2				正規雇用・短期雇用
3				正規雇用・短期雇用
4				正規雇用・短期雇用
5				正規雇用・短期雇用
6				正規雇用・短期雇用
7				正規雇用・短期雇用
8				正規雇用・短期雇用
9				正規雇用・短期雇用
10				正規雇用・短期雇用

【使用条件】

ドライバーズコードは愛知県トラック協会海上コンテナ部会の部会員にのみ付与されるものであり、その発行申請には事前のPSカード申請が必要となります(=事業者登録番号が付与され、PSカードの発行手続中の状態)。

1. ドライバーズコードは、予め多機能RFIDタグに情報を入力し、使用すること(名古屋港のみ利用可能)。
2. ドライバーズコードの有効期限は発行日から90日間とし、それ以後は効力を失う。
3. 有効なPSカードを保持するドライバーは、ドライバーズコードを使用しないこと。
4. ドライバーズコードは、善良な管理の下、その効率的使用に努めること。
5. ドライバーズコードは、他人に貸与し、又は担保に供しないこと。
6. ドライバーズコードは、使用許可の目的以外の目的のために使用しないこと。
7. 使用条件に違反したときは、ドライバーズコードを失効されても、異議申し立てを行わないこと。
8. 「ドライバーズコード申請書」に記載した内容に変更が生じた場合は、直ちに発行機関に報告を行うこと。
9. ドライバーズコードは、使用期間満了前に使用の必要がなくなった場合、速やかに発行機関に連絡を取り、失効の手続きを行うこと。
10. 地方整備局・保安管理者・発行機関等が、特に必要があると認めて使用期間満了前に失効等を命じたときは、その指示に従うこと。
11. ドライバーズコードの使用にあたって、何らかの損害が生じた場合にその費用を請求しないこと。
12. 地方整備局・保安管理者・発行機関等が、ドライバーズコードについて、必要に応じて調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該ドライバーズコードの管理、利用及び失効に関して必要な指示をするときは、これに応ずること。
13. 「ドライバーズコード申請書」に記載された情報は、重要国際埠頭施設において運用または保安上必要と認められた場合、保安管理者等に提供される。